平成 21 年 11 月 9 日

埼玉県知事 上田清司様

> ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子

10月28日の知事記者会見におけるハッ場ダム問題への発言に関する公開質問書

去る 10 月 28 日の記者会見で上田知事はハッ場ダムに関していくつかの発言をされました。その中で、看過できない発言がありますので、それに関して下記のとおり、質問をいたします。誠意を持って文書でお答えくださるよう、お願いいたします。

1 利根川の加須等における洪水位について

『大体、地元の加須とか、大利根町の皆さんに聞くと、5、6年に1回くらいは堤防すれすれに水が来ておりますと。チャポチャポといって、時々ここに水が来る場合もありますと。」

利根川ではカスリーン台風、キティ台風のあとの大きな洪水(平成 10 年 9 月 洪水や 13 年 9 月洪水など)ではいずれも最高水位は堤防の一番上から約 4 mより下にとどまっており(図 1 参照)、十分に余裕がある状態で洪水は流下しています。「5、6 年に 1 回くらいは堤防すれすれに水が来て」いるという事実はありません。知事のこの発言はいつどこで聞いたものであるのか、発言の根拠を明らかにしてください。

2 平成10年洪水における群馬県庁の車の流出について

「それから大澤知事も言われましたが、平成 10 年の段階でも極めて危ない水面 すれすれで、土手近くに置いてあった駐車場の車が全部流されるという、それほ どスピーディーにいざ豪雨で来るときは来るという」 平成10年9月洪水では**図2**のとおり、前橋地点においても最高水位は堤防の一番上から4m以上も下にありました。群馬県職員の車が流出したのは、河川敷に車があったからであって、流出の原因は河川敷を駐車場代わりに使うという無防備な行為にあります。知事がそのことをご存じなかったかどうか、お答えください。

3 利根川堤防の漏水について

「平成 10 年からの 10 年間だけでも利根川流域での漏水が起きている・・・ 利根川沿いで 26 か所、10 年間で起きているんですね平成 10 年から 20 年までの間に。」

利根川堤防の漏水は堤防とその地盤の強化によって防止すべきであり、わずかな水位低減効果しかない八ッ場ダムに堤防の漏水防止を期待するのは筋違いであり、非科学的でさえあります。知事は、八ッ場ダムが完成すれば、漏水をどの程度減らすことができると考えているのか、その具体的な数字を明らかにしてください。

4 暫定水利権について

「そういう暫定水利権ではなくて、我々は安定水利権を得るためにハッ場ダムに 参加しているわけでありまして、」

この埼玉県水道の暫定水利権について2点お聞きします。

4-1 暫定水利権による取水の状況

埼玉県の暫定水利権は農業用水転用水利権の冬期の取水に関してのものですが、私たちの調査ではこの冬期の暫定水利権が今まで取水に支障をきたしたことはありません。冬期の渇水はきわめてまれであって、過去にあったのは平成8年、9年の軽微な渇水だけですが、このときも安定水利権と比べて不利な扱いはありませんでした。もし取水に支障をきたしことがあるならば、その期間とその程度を明らかにしてください。

4-2 県民の過重負担

 のため、**表1**のとおり、その合計の負担額は通年の水利権を得る場合と比べると、 1.5倍以上にもなっています。いわば、私たち県民は二重の負担をさせられているようなものです。本来は不要なハッ場ダムに参加しているために県民に過重な負担を強いていることについて知事の見解を明らかにしてください。

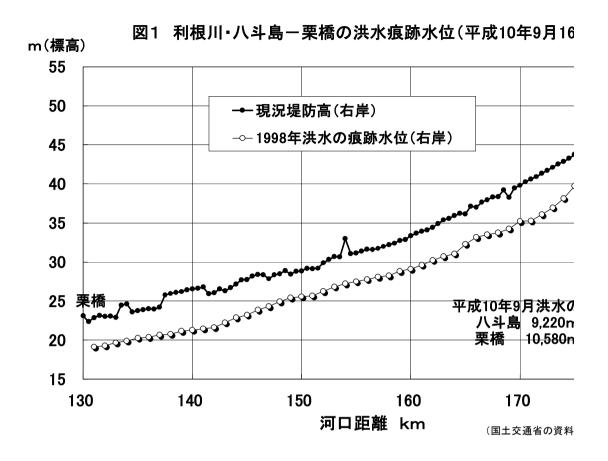
5 付替道路等の工事進捗率と完成割合について

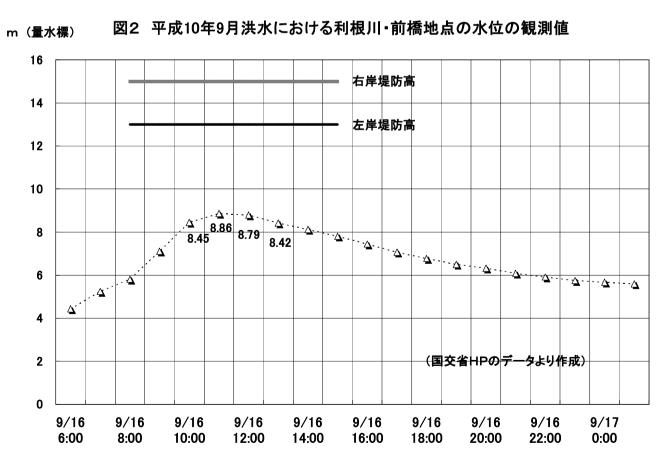
「実際 70 パーセント、80 パーセント出来てる所も、共用開始の部分が 2 パーセント、6 パーセントにもかかわらず、それが進ちょく率と言ったり」「それを言っている人がインチキまがいだということです」

私たちがマスコミに発表した資料では図3のとおり、付替道路等の工事進捗率と完成区間の割合を分けて示しています。ただし、この工事進捗率は契約締結しただけのものも含まれており、実際の工事進捗状況を表すものではありません。そして、この図の数字は今年6月9日の政府答弁書(内閣参質171第186号)によるものです。

それにもかかわらず、知事は「それを言っている人がインチキまがいだ」と発言しています。これは知事が勝手に誤解して個人を非難しているものであって、 看過できる発言ではありません。知事はどのような資料に基づいてこのような発言をしたのかを明らかにしてください。

以上





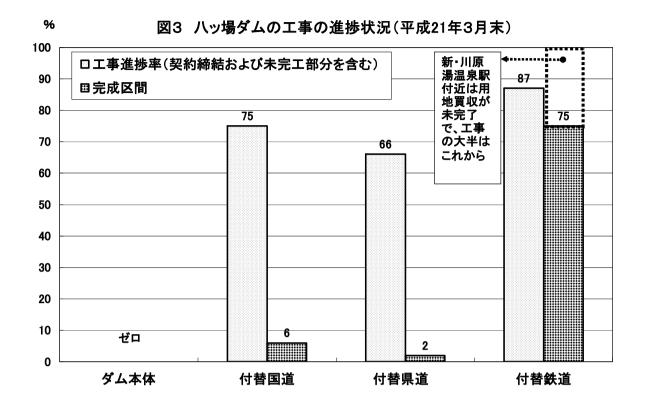


表1 農業用水合理化事業とハッ場ダム建設事業の負担額の比較

〇 農業用水合理化事業の埼玉県水道の負担額

	事業費負担額(億円)	転用水量 (m3/秒)	1m3/秒あた りの負担額 (億円)		埼玉県は夏期の水利権と 埼玉県は夏期の水利権と して125億円、冬期の水 利権として74億円、通年
利根中央事業	369	2.962	125		として約200億円を負担
〇 八ッ場ダム建設事業の利水者の負担額					
	事業費負担額(億円)	通年水利権 (m3/秒)	冬期水利権 (m3/秒)		1m3/秒あたりの負担額 (億円)
埼玉県水道	773	0.67	9.25		左の表から計算すると、 冬期の水利権は74億円→→
茨城県水道	143	1.09			通年の水利権は131億円